

# 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会 設置要綱

〔平成 26 年 10 月 3 日〕  
〔日本学術会議第 204 回幹事会決定〕

改正 平成 27 年 5 月 22 日日本学術会議第 213 回幹事会決定

## （設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （職務）

第 2 委員会は、平成 24 年 9 月 11 日付けの「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」並びに平成 26 年 9 月 19 日付の「報告 高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」及び「報告 高レベル放射性廃棄物問題の社会的対処の前進のために」に関して、さらに学術的に検討すべき諸事項について調査審議する。

## （組織）

第 3 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## （設置期限）

第 4 委員会は、平成 27 年 12 月 31 日まで置かれるものとする。

## （庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

## （雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。